

2018年11月

一般社団法人日本医療福祉設備協会役員選挙告示

一般社団法人日本医療福祉設備協会
選挙管理委員会

本法人の理事の任期は、2019年4月から6月の間に開催される定時社員総会の終結のときをもって満了しますので、定款第25条ならびに役員選任規則に基づき、2019年度～2020年度理事（任期2年）の選出を下記の要領により行うことを告示いたします。

現会長が選出、現理事会が承認した選挙管理委員会は、**委員長 日野敬一（裕幸計装株式会社）、委員 大塚照夫（清水建設株式会社）、委員 河尻浩司（エア・ウォーター防災株式会社）、委員 豊福達史（株式会社西原衛生工業所）、委員 村上浩永（高砂熱学工業株式会社）**の計5名によって組織し、選挙は「一般社団法人日本医療福祉設備協会 役員選任規則」（以下、選任規則という）に基づいて、下記のとおり行います。

1. 選挙権・被選挙権について

選挙の有権者（選挙権および被選挙権をもつ者）は、選任規則第9条により、2018年9月末日現在の正会員とします。ただし、選出規則第3条により、2019年3月末日現在で満70歳を超える正会員には、選挙権はありますが、被選挙権はありません。

2. 理事選挙の立候補者の募集について

上記の有権者に対し、2018年11月8日（木）に理事選挙の立候補届出用紙を送付します。選任規則第10条第2項に規定されている立候補の形式は、自ら立候補する場合（自薦）と2名以上の正会員の推薦を受けて立候補する場合（他薦）との2種類があります。自薦または他薦によって立候補される方は、立候補届出用紙に必要事項を記載の上、この文書の末尾に記載されている選挙管理委員会宛に必ず郵送してください（FAX、メール等による提出は受け付けませんので、ご注意ください。）。

立候補の締切日は2018年12月10日（月）（消印有効）とします。

3. 立候補者名簿の作成について

選挙管理委員会は、立候補の締め切り後、立候補者の名簿を作成し、投票を行うか否かを判断します。すなわち、立候補者が選挙による理事の定数と同数の20名、あるいは定数である20名に満たなかった場合は、選任規則第14条に基づき、投票は行わず、立候補者全員を選挙による理事候補者として社員総会に上程します。立候補者が20名を超えた場合は、選任規則第11条に基づき投票を行います。

なお、立候補者の名簿は、氏名、年齢、所属、専門分野を掲載します。

4. 投票について

立候補者が20名を超えた場合の投票は、2019年1月7日（月）から2019年2月8日（金）の間に行います。具体的には、2019年1月7日から、理事立候補者名簿（被選挙人名簿）および投票用紙を有権者に送付します。2019年1月11日（金）ま

でに理事立候補者名簿および投票用紙が届かない場合は、法人事務局内選挙管理委員会までお申し出ください。

投票用紙は有権者1名につき1枚(1票)とし、投票は10名以内の候補者を無記名で連記する方法によって行います。

投票の締切日は2019年2月8日(金)(消印有効)とします。

5. 開票について

投票を締め切った後2週間以内に、本法人事務局において開票・集計を行い、選任規則第13条に基づき、得票数が多い者から上位20名を選挙による理事候補者とします。なお、当落に関係がある同点者があった場合は、選任規則第13条第2項に基づき、抽選により理事候補者を決定します。

6. 選挙に関する異議申し立てについて

今回の選挙の異議申し立て期間は、2018年11月8日(木)から2018年11月15日(木)までとします。異議のある方は、本法人事務局内選挙管理委員会宛に、文書でお申し出ください(ファクシミリ使用可 FAX 03-6240-0690)。異議申し立ては、選挙管理委員会もしくは運営委員会もしくは理事会において検討し、その結果を異議申し立て者に通知いたします。

〒113-0033

東京都文京区本郷3-39-15 医科器械会館3階

一般社団法人 日本医療福祉設備協会 事務局内

選挙管理委員会 宛

以上

2019年度～2020年度理事選挙の日程

2018年

11月8日(木) 「選挙告示」、「立候補届出用紙」、「役員選任規則」を有権者に発送

12月10日(月) 立候補の締め切り

12月14日(金) 立候補者の集計(内容確認)、立候補者名簿の作成

(立候補者が21名以上の場合)

2019年

1月7日(月) 「立候補者名簿」、「投票用紙」を有権者に発送

2月8日(金) 理事選挙投票締め切り(無記名で10名以内を連記)

2月18日(月) 理事選挙投票開票